

新制度に移行していない幼稚園・認可外保育施設に通うお子さんの副食費の一部を補助しています。

●対象

次の1、2の両方を満たす人

1. 新制度に移行していない幼稚園（※）・認可外保育施設（無償化の確認を受けている）を利用する認定を受けている市内在住者
※市内では、本庄青葉幼稚園と若泉幼稚園が対象となります。
2. 市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯又は第3子以降の子どもがいる世帯（8月までは前年度、9月からは当年度の課税状況を確認します。）

「第3子以降の子ども」とは？

申請者が3人以上養育する子どものうち、年齢の高い順から3番目以降の子ども（市内在住）が該当します。

●補助内容

幼児教育中に給食費として実費で支払った費用のうち「副食材料費相当分」

- * 副食材料費とは、主食（米、麺、パン等）以外の全てが対象（おやつを含む。）
- * 預かり保育中の副食費・おやつ代は含まれません。

●受付場所

保育課（本庄市役所2階）



●申請期間

令和5年3月31日（金）までに申請してください。

- * 上記以降の申請も可能ですが、令和2年4月以降に支払った分の申請は、5年間で時効となります。
- * 1年度分をまとめて申請することもできます。

●準備するもの

- （1）交付申請書及び請求書（保育課で配付又はホームページからダウンロードできます。）
- （2）月ごとの実費負担額（副食材料費が分かるもの）に係る領収書
- （3）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- （4）申請者の振込先が分かるもの（通帳の写し等）



（問合せ先）

本庄市役所保育課

〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3

電話：0495-25-1128（直通）